

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

令和 年 月 日

長崎県知事 様

譲受人氏名 印  
譲渡人氏名 印

下記のとおり転用のため農地の権利を設定（移転）したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏 名		住 所				職 業		
	譲受人									
	譲渡人									
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	利用状況	10a 当たり普通収獲高	所有権以外の権利収益が設定されている場合	市街化区域・市街化調整域・その他の区域別	
			登記簿	現況				権利の種類		権利者の氏名又は名称
					m <sup>2</sup>		kg			
計		m <sup>2</sup> (田 m <sup>2</sup> 、畑 m <sup>2</sup> 、採草放牧地 m <sup>2</sup> )								
3 転用計画	(1) 転用目的	(2) 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細								
	(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間	年 月 日から 年間								
	(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期 ( 着工 年 月 日から 年 月 日まで )				第2期	合 計		
			名称	棟数	建築面積	所要面積		棟数	建築面積	所要面積
		土地造成	/	/	/	m <sup>2</sup>	/	/	m <sup>2</sup>	
		建築物			m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>		
		小 計	/	/	/		/	/		
		工作物								
小 計		/	/	/		/	/			
計										
4 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		その他			
		設定 ・ 移転								
5 資金調達についての計画	( 必要資金 )				( 資金調達 )					
	土地購入費 土地造成費 建築工事費 その他経費 合 計				自己資金 借入金 合 計					
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害の防除施設の概要										
7 その他参考となるべき事項										

**農地法「第5条許可申請書」必要書類（原本1部、写1部）**  
 （所有する農地を第三者が転用して使用する場合）

区分	書類	備考
必ず必要な書類	農地法第5条許可申請書	
	申請に係る土地の登記事項証明書 （全部事項証明書に限る）	法務局
	位置図（付近の状況を示す地図）	縮尺は、1/10,000 から 1/50,000 程度
	現況写真 （周囲の状況が確認できるもの）	2方向以上から撮影 申請地を赤線で囲み表示
	土地の地番を表示する図面 （公図）	申請地及び隣地の地目・面積・所有者を記入
	事業計画書 （又は、利用計画書）	目的別（一般事業、資材置場等、駐車場、植林転用） で様式が異なる。添付様式参照
	配置図（利用計画） （排水計画等記入）	縮尺は、1/500～1/2,000 程度
	建物又は施設の平面図・立面図 （設計書等の写し等）	縮尺は、1/100～1/1,000 程度
	被害防除計画書	別紙様式
	資力を証する書面 （個人 800 万円・法人 1300 万円未満は 預貯金通帳の写し。それ以外は金融機関等の 証する書面等）	申請者のものに限る。 残高証明書又は融資証明書は原本確認

場合により必要となる書類	戸籍附票または住民抄本等	土地登記事項証明書の権利者住所と申請者の住所が異なる場合
	委任状	代理人が申請や受領をする場合
	所有者の同意書	所有権以外の権原に基づき申請する場合
	耕作者等の同意書	地上権、永小作権、質権または賃借権に基づく耕作者がいる場合
	法人の定款	法人の場合
	法人の登記事項証明書	法人の場合
	用地選定理由書	申請地を選定した理由書
	開発許可証明書の写し （受理印のあるもの）	開発許可が必要な場合
	その他関連する許可、認可等や関係機関の議決を証する書面	法令の定める許可、認可等を要する場合（太陽光発電の場合は経済産業省の許可書等）
	農地復元計画書等、工程表	一時転用の場合